

# 流山おおぐろの森中学校 部活動ガイドライン

令和5年4月制定

1. 部活動の位置付け (中学校学習指導要領第1章総則第5の1、及び文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を参考に作成)

部活動は、学校教育の一環として行われるものであり、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解の場として、教育的意義のある場とする。さらに、教育課程との関連が図られるように留意し、その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携等の運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2. おおぐろの森中学校部活動の目的

学校教育目標

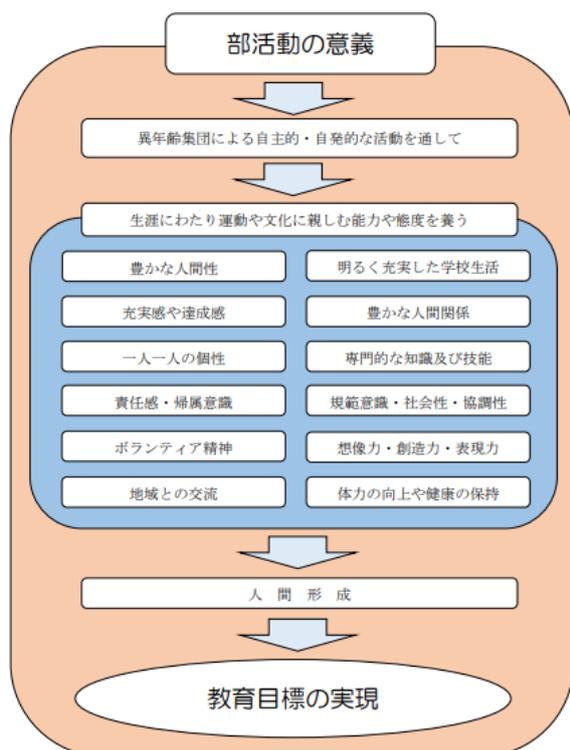
自 律  
～自ら考え、選択して行動できる生徒の育成～  
「自立」・「協働」・「貢献」

ア. 自ら進んで活動に取り組もうとする自立した生徒を育成する。

イ. 部の仲間や顧問と共に力を合わせて活動することで協働性を養う。

ウ. 活動を通し、他の人のために勤しみ、感謝の気持ちを育む。

「人間力」の向上



(流山市部活動ガイドライン P.7 より)

### 3. 部活動の種類

野 球	陸 上	サッカー	ソフトテニス	バスケットボール
バドミントン	バレーボール	卓球	吹奏楽	総合文化

### 4. 活動について

- ア. 平日の練習時間は、2時間程度とする。原則、水曜日は休養日とする。睡眠時間、朝食時間の確保のため朝練習は行わない。
- イ. 大会参加に向けての練習、大会・コンクール等の当日を除き、原則土曜日、日曜日のいずれかに1日休養日を設ける。休日（長期休業中も同様）の活動は3時間程度とする。また、大会参加に向けて休日に連続して活動が必要となる場合には、最大で大会やコンクールの4週間前からとする。  
※練習時間とは準備や片付け、移動時間は含まないものとする。
- ウ. 土曜日や日曜日、祝日等の休日に連続して部活動を実施する場合は、直後の週の平日に、その代わりとなる休養日を設ける。生徒・保護者がわかるよう予定表に必ず明記する。
- エ. 下校時刻は最長で17：15とする。
- オ. 定期テスト5日前からは部活動停止期間（スタディウィーク）とする。
- カ. 暑さ指数（WBGT）に応じて、運動の可否、または強度について適切に判断をする。

### 5. 移動について

- ア. 校外へ遠征する場合、原則として自転車を使用せず、公共交通機関または徒歩とする。ただし、近隣学校への遠征や特別な理由がある場合は管理職の許可を経て自転車使用を可とする。
- イ. 遠征の際の集合場所は、原則として本校または近隣の駅とし、顧問1名は必ず生徒と同行する。
- ウ. 令和5年度より、自転車走行時のヘルメット着用が努力義務となったことを受け、大きな事故を防ぎ、安全な登下校をするために、普段、徒歩通学者の生徒も部活動の移動（遠征等）で自転車に乗る際は、ヘルメットを着用する。
- エ. 夏休み期間中、熱中症対策を目的とし、徒歩通学者の自転車使用を可とする。その際、ヘルメットを着用する。夏休み前に自転車通行について説明する場を設ける。

### 6. 入部・退部について

- ア. 入部は希望制。入部については保護者の承諾を得て、入部届を担任と部活動顧問に提出する。
- イ. 部員が退部する場合は、学級担任と顧問が理由を聞き、退部届を担任と部活動顧問に提出する。